

利 用 さ れ る 方 へ

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、経済産業省がわが国の製造業の実態を構造的に把握するとともに、生産活動に関する基本的資料を提供することを目的としています。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計で、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施されます。

(3) 調査の期間

平成 18 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日までの 1 年間の実績について、平成 18 年 12 月 31 日現在で調査したものです。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類 F－製造業に属する事業所（国に属するものを除く）を調査対象としています。調査年の西暦末尾が 0, 3, 5, 8 年にあたる年は全数調査を実施していますが、それ以外の年は 4 人以上の事業所を調査の対象（裾切調査）としています。今回（平成 18 年）は、西暦末尾が 6 年にあたるので裾切調査として実施しています。

(5) 調査の種類

工業統計調査は、甲調査、乙調査の 2 種類で、区分は次のとおりです。

ア 甲調査 従業者 30 人以上の事業所

イ 乙調査 従業者 29 人以下の事業所

(6) 調査の方法

ア この調査は自計申告によるもので、調査票の配布と収集は熊本県知事が任命した工業統計調査員が市長の指揮監督を受けて行いました。

イ この調査の申告義務者は、事業所の管理責任者です。

(7) 調査区域

平成 18 年 12 月 31 日現在の熊本市行政区域

(8) 調査の項目

巻末に添付した調査票甲、調査票乙の様式を参照してください。

2 製造業の定義

(1) 有機又は無機の物質に物理的・化学的变化を加えて新製品（半製品を含む）を製造し、これを卸売業者・小売業者・産業用使用者（各種団体・会社・官公庁・病院・学校・旅館・工場・鉱山・建築業者など）に販売するか、若しくは、同一企業内の他の事業所（同じ会社の他の工場・販売部・小売部等）に引き渡すものは製造業とします。

(2) 他の企業の所有に属する原材料に、(1)に掲げたような加工処理をして、加工賃を受け取る賃加工業も製造業とします。

(3) 修理を主とする事業所は、製造業とはならないが、船舶修理業、鉄道車両の再建造又は改造（鉄道業の自家用を除く）、航空機のオーバーホールに従事する事業所については、過去 1 年間製造行為を行わなくても製造業とします。

(4) 各種機械製造修理工場で金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、製造又は加工された新製品の出荷がある場合には製造業とします。

(5) 農家漁家（個人世帯）などで副業内職として購入原材料により常用労働者を使用して継続的に製造加工を行っている場合、また農家漁家などで自家採取の原材料を使用して同一構内にある工業作業所で常用労働者を使用して製造加工を行っている場合は製造業とします。

(6) 日本標準産業分類の改定に伴い、平成 14 年調査から産業分類が変更されました。これにより、「新聞業」及び「出版業」は「製造業」から「情報通信業」に「もやし製造業」は「製造業」から「農業」に分類が移行しましたので、これらの業種に該当する事業所はこの調査の対象外となりました。

また、変更前の分類中「電気機械器具製造業」は、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」及び「電子部品」の 3 つに分割されました。

3 集計事項の説明

(1) 事業所数

平成 18 年 12 月 31 日現在の数进行う。

(2) 従業者数

平成 18 年 12 月 31 日現在の常用労働者数、個人事業主及び無給家族従業者との合計をいう。

常用労働者とは、次のうちいずれかに該当する者をいいます。

- ① 期間を決めず、又は 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者
- ② 11 月、12 月の各月において 18 日以上雇用された臨時の者
- ③ 重役、理事などのうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- ④ 事業主の家族で、その事業所に常時勤務をして毎月給与の支払を受けている者

(3) 現金給与総額

平成 18 年 1 年間に、常用労働者に対して、事業所の給与規則、労働契約あるいは団体協約等に基づいて、決まって支給された給与（基本給、諸手当）の額及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計、その他の給与額とは、常用労働者に対する退職金・解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時又は日雇の者に対するすべての現金給与額をいう。

(4) 原材料使用額等

平成 18 年の 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の合計をいう。

① 原材料使用額

平成 18 年の 1 年間に製造加工のため使用した原材料及び工場維持用の材料並

びに消耗品の使用額をいい、下請工場に製造加工を行わせるため支給した原材料は含まれるが、他の事業所から支給されたものは含まない。

② 燃料使用額

製品を作るため使用した燃料（石炭、石油、ガス、コークス、木炭、薪炭など）であり、製品の運搬等に使用するトラック等の燃料も含まれる。

③ 電力使用額

購入した電力の使用額であり、自家発電は含まない。

④ 委託生産費

原材料又は中間製品を他の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

(5) 製造品、原材料、燃料、半製品及び仕掛品の在庫

その事業所の所有する全てのもの及び原材料を他に支給して製造させた委託製品は含まれるが他から支給された原材料による委託加工品及び仕入れてそのまま販売するものは含まない。

(6) 有形固定資産

その事業所の所有に属しその事業所で繰り返し使用する有形財産、すなわち建物・構築物・機械各種運搬具や耐用年数1年以上で10万円以上の工具・器具・備品等及び土地をいい、額は帳簿価格をいう。

① 年初現在高

平成18年1月1日現在で、事業所が所有する有形固定資産額をいう。

② 取得額

平成18年1年間に購入又は取得した有形固定資産額をいう。

③ 除却額

平成18年1年間に売却、撤去、滅失又は同一企業への引渡しなどによって減少した資産の価格をいう。

④ 減価償却額

平成18年1年間に事業所の有形固定資産の減価償却額として計上された金額。

⑤ 建設仮勘定

建設過程にある有形固定資産、例えば建物が完成して固定資産勘定に組み替えられるまでの途中でいろいろ出費があった場合、これを整理するための会計処理上の方法として設けられている。

(7) リース契約額及びリース支払額

平成18年中に新規に契約した機械設備等のリース契約額の総額及び平成18年中に支払った機械設備等のリース料の総額。

(8) 製造品出荷額等

平成18年の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他の収入額の合計であり消費税を含む。

① 製造品出荷額

工場出荷価格によっており、同一企業に属する他事業所へ引き渡したのものも含む。

② 加工賃収入額

他の企業の所有に属する原材料又は製品に賃加工して引き渡したものに対し

て、受け取った加工賃及び受け取るべき加工賃をいう。

③ 修理料収入額

他人のものを修理して受け取った修理料及び受け取るべき修理料をいう。

④ その他の収入

冷蔵保管料、広告料などと製造過程から出たくず及び廃物の出荷額も含む。

(9) 消費税を除く内国消費税額

酒税、タバコ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計をいう。

(10) 事業所敷地面積等

事業所の面積は、平成 18 年 12 月 31 日現在において事業所で使用（賃借を含む）している敷地の全面積で、事業所の建築面積は、事業所敷地にあるすべての建築物面積の合計をいう。

(11) 工業用水

事業所内で生産のため使用される用水（従業員の飲料水、雑用水を含む）をいう。

4 主な算式

統計表中にある有形固定資産投資総額、生産額、付加価値総額などについては次の算式による。

(1) 有形固定資産投資総額＝有形固定資産の取得額＋建設仮勘定の年間増減額

(2) 有形固定資産年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額

(3) 生産額（※1）＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）

(4) 付加価値額（従業者 30 人以上の事業所）

＝生産額－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額（※2））－減価償却額（従業者 29 人以下の事業所は減価償却額を調査していないので、粗付加価値額としている。）

(5) 粗付加価値額＝製造品出荷額等－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）

(6) 付加価値率＝付加価値額÷{生産額－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）}

(7) 現金給与率＝現金給与総額÷（生産額－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額））×100

(8) 原材料率＝原材料使用額等÷（生産額－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額））×100

(9) 1 事業所当り指標＝該当項目÷事業所数

- ※1 生産額は、従業員 30 人以上の事業所のものであり、29 人以下の事業所については、製造品出荷額等の数値を生産額とみなしている。
- ※2 平成 13 年調査より内国消費税額が消費税を除く調査としたことから推計消費税額は消費税額を推計したもので、その算出に当っては直接輸出分を除いている。

5 分類

(1) 産業別に集計するための産業格付けの方法は、次のとおりです。

① 一般的な方法

製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。品目が複数にわたる事業所の場合は、まず上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定します。次にその決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けを行います。

② 特殊な方法

上記の方法以外に、中分類 26 鉄工業については、作業工程、機械設備等により産業を決定しているものが 11 業種あります。

(2) 産業中分類名

産業中分類は、次表のように省略して用いています。

省略表示	産業中分類	省略表示	産業中分類
09 食料品	食料品製造業	21 皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業
10 飲料	飲料・たばこ・飼料製造業	22 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
11 繊維	繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く）	23 鉄鋼	鉄鋼業
12 衣服	衣服・その他の繊維製品製造業	24 非鉄金属	非鉄金属製造業
13 木材	木材・木製品製造業（家具を除く）	25 金属製品	金属製品製造業
14 家具	家具・装備品製造業	26 一般機器	一般機械器具製造業
15 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	27 電気機器	電気機械器具製造業
16 印刷	印刷・同関連業	28 情報通信機器	情報通信機械器具製造業
17 化学	化学工業	29 電子部品	電子部品・デバイス製造業
18 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	30 輸送用機器	輸送用機械器具製造業
19 プラスチック	プラスチック製品製造業	31 精密機器	精密機械器具製造業
20 ゴム製品	ゴム製品製造業	32 その他	その他の製造業

(3) 日本産業分類の改訂

日本産業分類が平成 14 年 3 月に改訂（平成 14 年 10 月 1 日適用）されたが、工業統計調査に係る改訂点は下記のとおり。

- ① 旧小分類「191-新聞業」、「192-出版業」については、新大分類「H-情報通信業」に移行。
- ② 旧中分類「30-電気機械器具製造業」については、新中分類「27-電気機械器具製造業」、「28-情報通信機械器具製造業」及び「29-電子部品・デバイス製造業」に分割

6 利用上の注意

(1) 統計表中の記号は次のとおりです。

「－」 該当がないもの

「0」「0.0」 単位未満のもの

「△」 マイナスのもの

「X」 該当事業所が 1 ないし 2 事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したものです。

また、3 事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は、「X」で表しました。なお、該当がない場合も内容秘匿のため「X」で表したものもあります。

(2) 数値の単位は、統計表の左上に掲げ、単位未満は四捨五入を原則としています。したがって、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合があります。

(3) 本表は従業者 4 人以上の事業所について記載しました。

(4) 平成 16 年より結果の公表の秘匿の改正が下記のとおり行われました。

「集計結果を公表する場合は、2 以下の事業所に係る数値は秘匿とし、3 以上の事業所に係る数値であっても、個々の調査対象に関する事項が明らかにならないよう必要な措置をとらなくてはならない。

ただし、従業者数については秘匿を解除することができる。」

(5) この報告書の数値は、本市において独自に集計したものであり、国や熊本県から公表される数値と相違する場合があります。